

令和5年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年10月総会議事録

1 日 時 令和5年10月16日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (2件)
- 第4号 農業振興地域整備計画の変更について (3件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(2件・農地中間管理事業に係る合意解約1件)
- 3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (4件)
- 4 その他
 - ・次回総会 11月13日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月 1日（水） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 岡藤 英雄 | 2番 村岡 清美 | 3番 岡島 史真 |
| 4番 西村 志おり | 5番 大田 寛治 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 中野 晴人 | 8番 山近 洋祐 | 9番 末永 恵子 |
| 10番 高林 司 | 11番 林 一志 | 12番 木村 友則 |
| 13番 名和田 栄治 | 14番 林 弘幸 | 16番 木村 正雄 |
| 17番 大汐 光晴 | 18番 深水 一男（会長職務代理者） | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 10 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、9 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 10 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

4 番、西村志おり委員、8 番、山近洋祐委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

議 長

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 10 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,909 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、当該土地が自分の土地と隣接しており、譲渡人から申し出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、今は法

人で耕作してもらっているが、将来的に自分は後継者がいないので隣接する土地所有者に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1.3km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページまた、議案位置図等添付資料4 ページ「農地法抄本」をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農地所有適格法人が耕作することから農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転であり、引き続き農地所有適格法人により耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当、16 番、木村正雄委員、補足説明をお願いいたします。

1 6 番 16 番、木村正雄です。
10 月 4 日、大野会長、事務局と私で現地調査を行いました。
この申請地は、現在は●●の法人が耕作管理されています。譲渡人と譲受人も法人に加入され、活動をされておられます。
今回の案件は、所有権の移転だけで、耕作は法人が継続して管理されるということですので、問題はないと思います。
皆様のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

1 8 番 はい。

議 長	はい、どうぞ。
18 番	18 番、深水です。 ちょっと確認ですが、資料の方ですが、譲受人の経営状況が、田んぼが 0 になっていますが、譲受後の面積はどうなるのか、そして現在、田んぼを所有していなくて、今回の所有権の移転により初めて田んぼを所有されるということですか。 疑問があったので、教えてください。
事務局長 補佐	はい、お答えいたします。 譲受人の●●さんは、約 12,000 m²の田んぼを法人に預けていらっしゃる。 この度、譲受られる 1,909 m²の農地につきましても、譲受後は同じ法人に預けて耕作されるということでございます。 議案位置図等添付資料の 4 ページ、5 ページに、農地法第 3 条第 2 項の参考までにとということで、お示ししておりますが、所有権移転の際にですね、法人に農地を出している方から、法人で農地を耕作されている方、法人の構成員同士の農地のやり取りに関しては、面積要件ですとか、法人に出している面積もカウントしてよいということで、所有権の移転に関しては問題はないということでございます。
18 番	はい、分かりました。
議 長	ちょっと私からもよろしいですか。 こういう場合は、水稻細目書というものは、●●さん、●●さんそれぞれですけども、他に法人に預けておられる方が、細目書自体は法人が全部出しているから、個人の細目書は出したことがない、そういうとらえ方でよろしいでしょうかね。
11 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
11 番	11 番、林です。 ちょっとしたことなんですけど、法人に預けた人が、農業の自作を止めたいと思ったら、法人は土地を所有できないので、法人の構成員が代わりにその農地を所有するということで、今回の所有権の移転になったんじゃないかと、思ったんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

事務局長 補佐	はい、お答えいたします。 林委員のご指摘の通りです。
1 1 番	はい、ありがとうございます。
議 長	今、林委員からのご指摘があったとおり、こういう事がこれから出てく ると思います。 疑問があったら、どんどん事務局に質問していただきたいと思います。 他にご意見がないようでしたら、採決をしたいと思います。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 2。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも に畑、面積は 57 m²。 譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、母の代から家の前の土地について作物を育 てていたが、今回、譲渡人から贈与の申出があり、これを受け入れた。譲 渡人は、先代の頃から、譲受人に本件申請地の管理を依頼しており、今回 権利を譲り渡すこととした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページ をご覧ください。●●から東南東へ約 7.2km に位置する農地です。 また、7 ページには公図を添付しております。 ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項 について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状 況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利 用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規 定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議長 引き続いて、当地区担当の2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2番 2番、当地区担当の村岡です。

10月4日、大野会長、事務局、そして西村推進委員さんと現地調査を行いました。

事務局の説明のとおりで、別に問題はないと思います。

皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 補佐 それでは説明いたします。2ページをご覧ください。
番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は、登記簿は雑種地、
現況は畑、面積は156㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲▲番▲号、●●さん、ほか1名。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、売りに出している空家と同時に農地を売却することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から東へ約100mに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は19番、私、大野でございますので、補足説明をさせていただきます。

10月4日、宮本推進委員と事務局とで現地調査を行いました。

場所は、●●のホームの端に近い所であります。

長く使われていないため、草が繁茂しておりますが、家の前にあり、家庭菜園をするには最適と思われます。

各委員さんの慎重審議のうえ、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,511㎡、ほか4筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人所有の家屋の購入をお願いしたところ、農地も一緒に買ってくれないかと言われたので、一緒に購入する。譲渡人は、現在●●市に居住しており、将来も帰郷して農業をする見込みはないので、譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。●●から南西へ約3kmに位置する農地です。

また、11ページから13ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当、17 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。
17 番	当地区担当の 17 番、大汐です。 補足説明をさせていただきます。 10 月 4 日、会長さん、事務局、当地区の井上推進委員さんと私で現地を確認いたしました。 場所は、●●半島の端っこ、●●の部分になるんですけども、先般、隣接した農地のご審議をしていただいた隣に位置する農地になります。 まず、●●さんですけども、現在、●●に勤められて、もう 10 年くらい、こちらの方で生活をされて、最終的にはここに居住してこの農地を生かしていきたいと夢を抱かれています。こちらに家を求めるということで、●●さんが所有する家屋を購入したいということだったんですけども、●●さんも、もう●●に出られて、こちらに帰ってくることもなく、家を処分するのと一緒に、農地も処分したいという意向があったそうです。 そして●●さんの方も、いろいろ考えられた末、共に農地を取得して、現在は原野のようになっていますが、今後はそこにオリーブ等、いろんな農作物を作付けして、この農地を生かしていきたいという事を言われておられました。 何ら、問題はないと思われます。 皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 10 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 252 m²。

譲受人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●▲棟▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●県●●郡●●町●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、譲受人は、今回、申請地を取得し、自己用住宅 1 棟を建築したい。譲渡人は、譲受人からの申し入れによる。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 14 ページをご覧ください。●●から東へ約 200m に位置する農地です。

また、15 ページには公図、16 ページから 18 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」6 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 300m 以内に鉄道の駅が存在する第 3 種農地で、原則として転用が認められています。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額借入金での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については公共下水道で処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番、大野でございますので、補足説明をさせていただきます。

10 月 4 日、宮本推進委員さん、事務局と一緒に現地確認をいたしました。

場所については、事務局から説明がありましたが、先ほどの 3 条で審議がありました農地から 100m くらい東側にあるところです。

三方に住宅が建っていて、その中に囲まれている農地ですが、休耕で長いこと荒れておりました。

今回の転用により、周囲の方も休耕で荒れた農地がなくなると、喜ばれるのではないかと思います。

慎重審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号 2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに畑、面積は 212 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、宗教法人●●、代表、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場の敷地拡張です。

理由としまして、譲受人は、寺院の周辺道路が狭く、駐車場が必要なため。譲渡人は、体調不良のため、耕作が困難である。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 19 ページをご覧ください。●●から東へ約 500m に位置する農地です。

また、20 ページには公図、21 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、原則として転用が認められない第 1 種農地となります。

引き続いて、「農地法審査基準」5 ページ中段 (5) のオをご覧ください。本件は、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透により処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本件は無断転用案件であり、本年 7 月総会で転用許可した案件について工事を施工する際に、今回申請に係る農地を工事用進入路としてかさ上げしていることを令和 5 年 8 月 23 日に宮本推進委員が発見されました。

譲受人及び譲渡人に事情聴取をしたところ、畑地造成をするとのことでしたので、直ちに畑地造成届出を提出させました。

その後、令和 5 年 9 月 5 日の現地調査をした際に、碎石を撒いたうえで白線を引き、駐車場として使用していたことが確認されたことから、今回、改めて農地転用申請書を提出させたものです。

譲受人及び譲渡人からは、農地法に関して不確知であった旨及び今後農地法を遵守する旨の始末書の提出を、令和 5 年 9 月 25 日付で受けております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番、大野でございますので、補足説明をさせていただきます。

10 月 4 日、事務局、宮本推進委員と私で現地の確認をいたしました。

現地は、事務局から説明がありましたけれども、7月の本総会において、寺院に隣接する農地を寺院の駐車場として転用の申請が出され、許可された場所に隣接しております。

その工事をするために、今回の申請地を埋めて、ここを通って、7月に許可された場所を駐車場にされたとのことでした。

それと合わせて、畑が低いので、一緒に埋め立てをしたことで、申請が出されたわけですが、説明がありましたように、農地所有者の体調がすぐれず、もともと畑を耕作する気がなかったようでございまして、議案の備考欄に書いてありますように、令和5年8月23日に無断転用という事で始末書を提出していただき、改めて今回、駐車場として寺院の方に譲渡するという事で、申請をされたものであります。

今回、始末書も提出されております。

私からの説明は、以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。4ページをご覧ください。

議案第3号、農地転用の事業計画の変更について。

農地法施行細則第6条の規定により、下記事業計画の変更承認の申請があったので、意見を求める。

令和5年10月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

令和4年8月の総会でお諮りした案件で、令和4年8月15日付けで許可しております。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況と

もに田、面積は 1,115 m²。ほか 1 筆。

申請者は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、株式会社●●、代表取締役、●●さん。

変更の区分は、工事の期間の延長となります。

理由としまして、●●による連携の遅れによるもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 22 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1.4km にある農地です。

また、23 ページには公図を、24 ページには土地利用計画図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当、4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4 番、西村です。
10 月 4 日、大野会長、事務局と私で、現地の確認をいたしました。
事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと思われます。
皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 11 番、林です。
確認のためにお伺いするんですが、●●による連携の遅れというのは、
ここでお伺いしても分からないかもしれませんが、この土地を挟んで南向
きで左隣の農地でしょうか。
そこだったら、申請から 3 カ月くらいで、もう工事は終わっているよう
なんですが。遅れの理由は、はっきり仰っていたんでしょうか。

事務局長 はい、お答えいたします。
補佐 確かに、林委員のご指摘の通り、当該地の東側にはもう、太陽光パネル
がかなり早い段階で設置されておりました。
この辺は、業者による対応と言いますか、仕事のスピードというのがか
なりあるのかなというところで、東側の農地に関与している業者は、相当
仕事が早いようです。

今回、申請されている、株式会社●●は、申請から設置までの間に遅延をするという事がたまにあるというふうに伺っております。

申請については、電力の供給に関する手続きの遅れというふうな申出がございました。

以上です。

11番

はい、ありがとうございます。

技術的な問題じゃなくて、契約の問題で遅れているということですね。

事務局長
補佐

はい、そのように伺っております。

11番

分かりました。

議長

他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。5ページをご覧ください。

番号2。

令和3年10月の総会で期間延長についてお諮りした案件で、令和3年10月21日付けで、山口県知事により承認されています。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,905㎡。ほか24筆。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●市長、●●さん。

変更の区分は、工事の期間の延長となります。

理由としまして、工場用地造成工事の用土について、他工事の残土を活用することとしているが、残土の確保までの期間が当初の想定よりも遅れたため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 25 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.5km にある農地です。

また、26 ページには公図を、27 ページには土地利用計画図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は、15 番、大田委員でございますが、本日は欠席でございますので、私が代わって補足説明をさせていただきます。

10 月 4 日、大田委員、宮本推進委員と事務局と私で、現地を確認いたしました。

現地につきましては、事務局から説明がございましたけれども、●●地区にあります。

これだけの面積を造成するわけですが、埋立用の残土が不足していて、工事が中断しておりました。

今回、工事期間の延長が申請されたわけですが、順調に残土が運ばれてくれば、ここに書いてありますように、1 年で埋立が終わるんじゃないかと思われます。

以上で、事務局、担当委員の説明は終わらせていただきます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

よって、本件は、承認することに決定し、山口県知事へ進達することといたします。

続きまして、議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。6 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 5 年 10 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 546 m²。うち、除外面積 29.25 m²です。

この案件につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

申請者は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●株式会社。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のための、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ、28 ページ及び 29 ページをご覧ください。申請地は、●●から北西へ約 5.6 k m に位置する農地です。

また、30 ページには公図を、31 ページから 33 ページには土地利用計画図等を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について、説明をいたします。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

7 番

7 番、中野です。

10 月 4 日、大野会長さん、事務局の方々、藤井推進委員と私とで、現地調査を行いました。

この件に関しましては、中継基地を設置するという事でございまして、事務局からの説明があった通りでございます。

私は、何ら問題はないと思います。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は、以上でございます。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でございます。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると、決定をいたします。

引き続き、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号 2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 360 m²。うち、除外面積 360 m²です。

この案件につきましても、農業振興地域の農用地区域内にあることから、除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

除外の理由は、孫の経営する中古車販売店の中古車保管用駐車場の整備。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 34 ページをご覧ください。申請地は、●●から西南西へ約 1.5 k m に位置する農地です。

また、35 ページには公図を、36 ページには土地利用計画図等を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について、説明いたします。

1 号については、中古車保管用駐車場の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしていると考えます。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、第 1 種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続するものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当し、転用可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

1 1 番

11 番、当地区担当の林です。

10 月 4 日、大野会長、事務局の方、推進委員の磯部さんと私で、現地調査を行いました。

この土地は、添付資料の 35 ページの公図にあるように、隣接する▲▲番▲というのが、以前、住宅への進入路として除外後、転用された経緯もございますし、この土地が駐車場になることも、やぶさかではないと思っておりますし、自宅の前に保管されるという事で、防犯上の面で安全という事で、今回も申請されたと思います。

私は、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明は、以上でございます。

ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号 3。

重要変更、編入につきましては、農振農用地区域への編入となります。

令和 3 年度からの第 5 期中山間直接支払制度に取り組むにあたり、申請地が農業振興地域の農用地区域外にあることから、今回、新たに農用地区域へ編入を行うため、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているものです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積、編入面積ともに 1,640 m²。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 37 ページをご覧ください。●●から西へ約 2km に位置する農地です。

令和5年10月4日に会長、大田委員、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていることから農用地区域へ編入することについては、何ら問題はないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する大田委員が、本日は欠席でございますので、私の方から補足説明をさせていただきます。

申請地は、●●バイパス沿いの●●の入口にある田んぼでございます。

所有者がしばらく管理をされていましたが、ご高齢のため、荒れはじめまして、何とかできないだろうかという事で、いろいろ地区の方に相談したところ、農家の方が、畑として耕して作物を育てようということで承諾していただき、利用権の設定をして、5月から耕作していただいているところでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

本件について、質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

17番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

17番

17番、大汐です。

ちょっと教えていただきたいのですが、この地番の農振への編入ということなんですが、隣接する部分についての状況は、どうなっているか分かりますか。

というのも、農振からこの農地だけが外れていたのか。

農振というのは、道路や河川で仕切っていると思うんですけども、田んぼが1枚だけが農振に入るのか、以前、●●があったあの周辺が全部農振に入っているのか、その辺の状況を教えてください。

議 長

はい、お答えいたします。

この田んぼにつきましてはですね、ほ場整備田でございましたけれども、所有者が転用したいということで、早くからですね、この1枚だけを除外されていたわけですけども、ほ場整備田につきましては、公共性がある転用以外は許可ができないということで、ずっと話してこられていたそうです。

今回、この1枚だけが外れていて、新しく耕作者が見つかったというこ

とで、その方のために中山間の対象地域に入れるため、農用地に編入させていただきたいということで、この申請をされたわけでございます。

答えになっていますでしょうか。

17番 はい、分かりました。

5番 はい。

議長 はい、どうぞ。

5番 5番、大田です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、中山間直支ですが、これは変更がある場合は、6月の時に変更で出しますよね。今回の場合であれば、今日をもって編入するとなれば、10月末にですね、本来であれば第1回の振込がありますが、今回の分は、今年はお金は出ないという事ですね。

来年度からということですよ。

事務局長 はい、お答えいたします。

補佐 本日、農業委員会の意見を求められて、この後、議決がありましたら、農振への編入について問題ないという意見を、農林水産課の方にお返しして、それから、今度は県の方に上げて、県から返事があってという流れで、これから4カ月くらいの期間、農振の編入をする作業が続きますので、今年度分については対象にならないということになります。

5番 はい、分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

今、お聞きのとおりでございます。時期が時期ですので、令和6年度からのスタートということになります。

他にどなたか、質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地に編入することと同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長	挙手多数であります。 よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域に編入することに同意することを決定いたします。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入らせていただきます。7 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 1、土地現況証明報告でございます。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 831 m²。ほか 5 筆。 申請者は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。 現地は山林となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 10 月 4 日に、大野会長、大汐農業委員、井上推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、令和 5 年 10 月 4 日付けにて、山林として証明をしております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明いたします。8 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。 通常の利用権設定に係る合意解約でございます。 番号 1。 通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。 借受人は、●●▲▲番地、●●さん。 土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,894 m²。 令和 5 年 9 月 1 日に合意解約しております。 ほか 1 件の合意解約となります。 なお、番号 2 の借受人、●●さんの住所が、●●▲▲番地と表記されておりますが、正確には●●▲▲番地でございました。 お詫びいたしますとともに、訂正をお願いいたします。

続きまして、9 ページをご覧ください。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。
番号 1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人、●●。
転借人は、●●▲▲番地、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 72 m²。
令和 5 年 9 月 4 日に合意解約しております。
報告事項 2 については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 続きまして、報告事項 3 について説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。10 ページから 11 ページをご覧ください。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用についてでございます。
番号 1。
内容としましては、農村地域防災減災事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、●●地区ため池改修工事施工のための施工ヤード及び工事用道路用地に一時転用するという計画でございます。
令和 5 年 10 月 4 日に受理しております。
以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 報告事項は、以上でございます。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 まず、次回の農業委員会定例総会ですが、11 月 13 日、月曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、11 月 1 日、水曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますの

で、ご立会をよろしくお願いいたします。

続きまして、農地利用最適化推進地区別会議についてです。

まず、日置、油谷地区ですが、10月27日、金曜日、油谷地区は、10時からラポールゆやで、日置地区は、14時から日置農村改善センターで開催いたします。長門、三隅地区につきましては、10月31日、火曜日、三隅地区は、10時から三隅支所で、長門地区は、14時から長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。ご参集のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、農業委員会だより編集委員会についてです。

本日、この総会終了後に農業委員会だより編集委員会を開催いたします。会長、職務代理、女性委員の皆様は、お疲れのところ恐縮ですが、引き続きご出席をお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時42分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年10月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 西 村 志 お り

議事録署名委員 山 近 洋 祐